

八甲田地区のツキノワグマ被害に係る対応について

1 八甲田地区のツキノワグマ被害に係る対応について

(1) 第3回「八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議」

【開催日】令和6年8月21日(水)

【出席団体】環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所、
農林水産省林野庁東北森林管理局青森森林管理署、
青森県、青森県警察、青森地域広域事務組合消防本部、
十和田市、一般社団法人青森県猟友会東青支部、青森市

(2) 入山規制等緊急対策の今後の方向性について

① 登山道

○登山道は、優先順位ルートごとに、登山道整備・安全確認、安全対策を実施後に山岳ガイドと山岳団体による試験開放、その後一般開放と段階的に規制解除

※「八甲田登山道等の閉鎖解除予定日について」(R6.9.6 青森県発表)は別紙資料1のとおり

② 国有林等の森林エリア

○国有林については、森林法により山菜採りを目的とした入山は規制されていることから、引き続き入山規制を継続

※「森林法に基づく入山規制区域図」は別紙資料2のとおり

○国立公園の特別保護地区については、自然公園法により植物の採取等は禁止されていることから、引き続き禁止区域についての周知を継続

※「自然公園法に基づく植物採取等禁止区域図」は別紙資料3のとおり

■ 森林法 抜粋

第八章 罰則

第九十七条 森林においてその産物(人工を加えたものを含む。)を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 森林窃盗が保安林の区域内において犯したものであるときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

■ 自然公園法 抜粋

(特別保護地区)

第二十一条 ～略～

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

～略～

七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

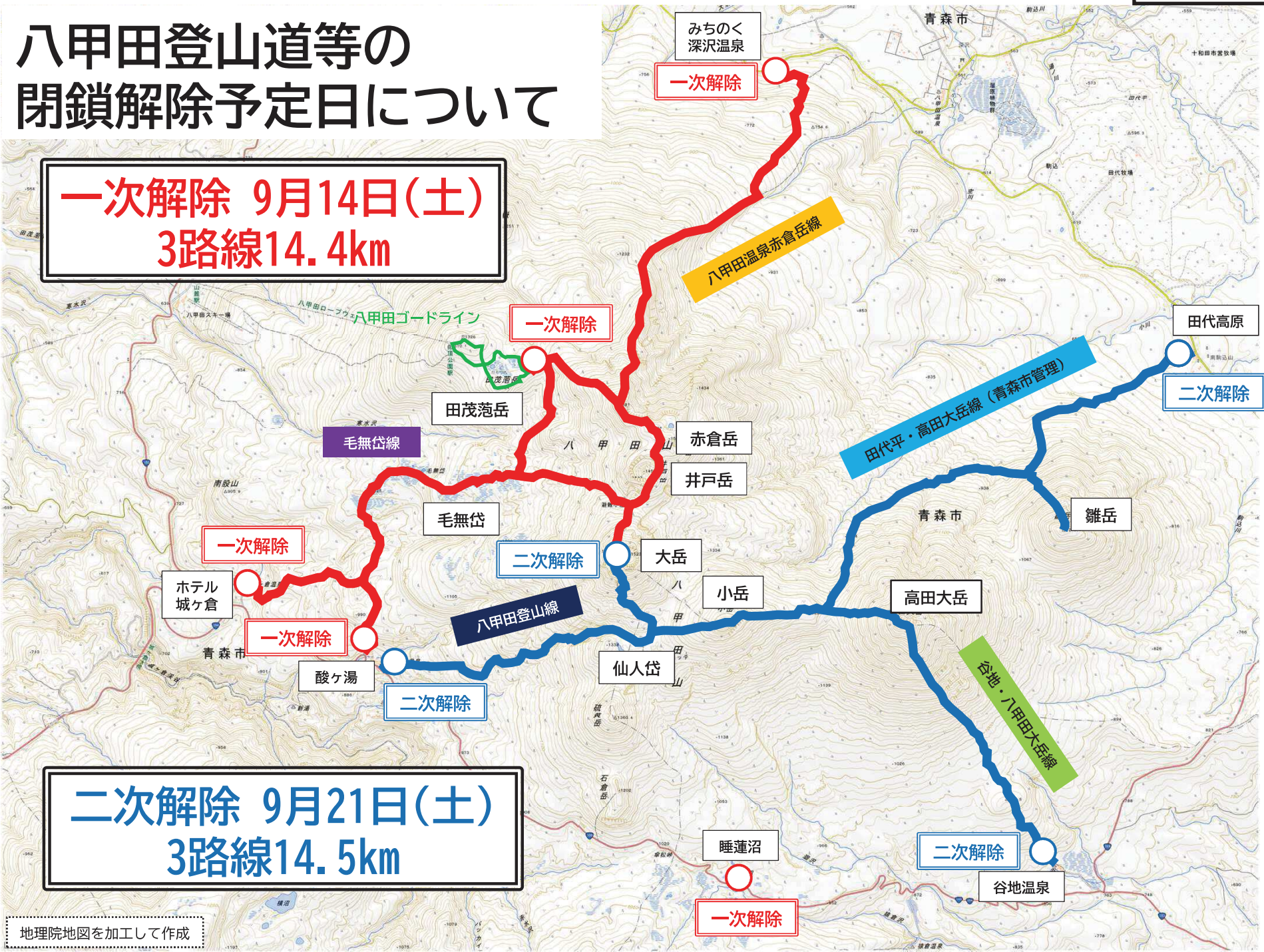
～略～

二 第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定に違反したとき。

八甲田登山道等の閉鎖解除予定日について

一次解除 9月14日(土)
3路線14.4km

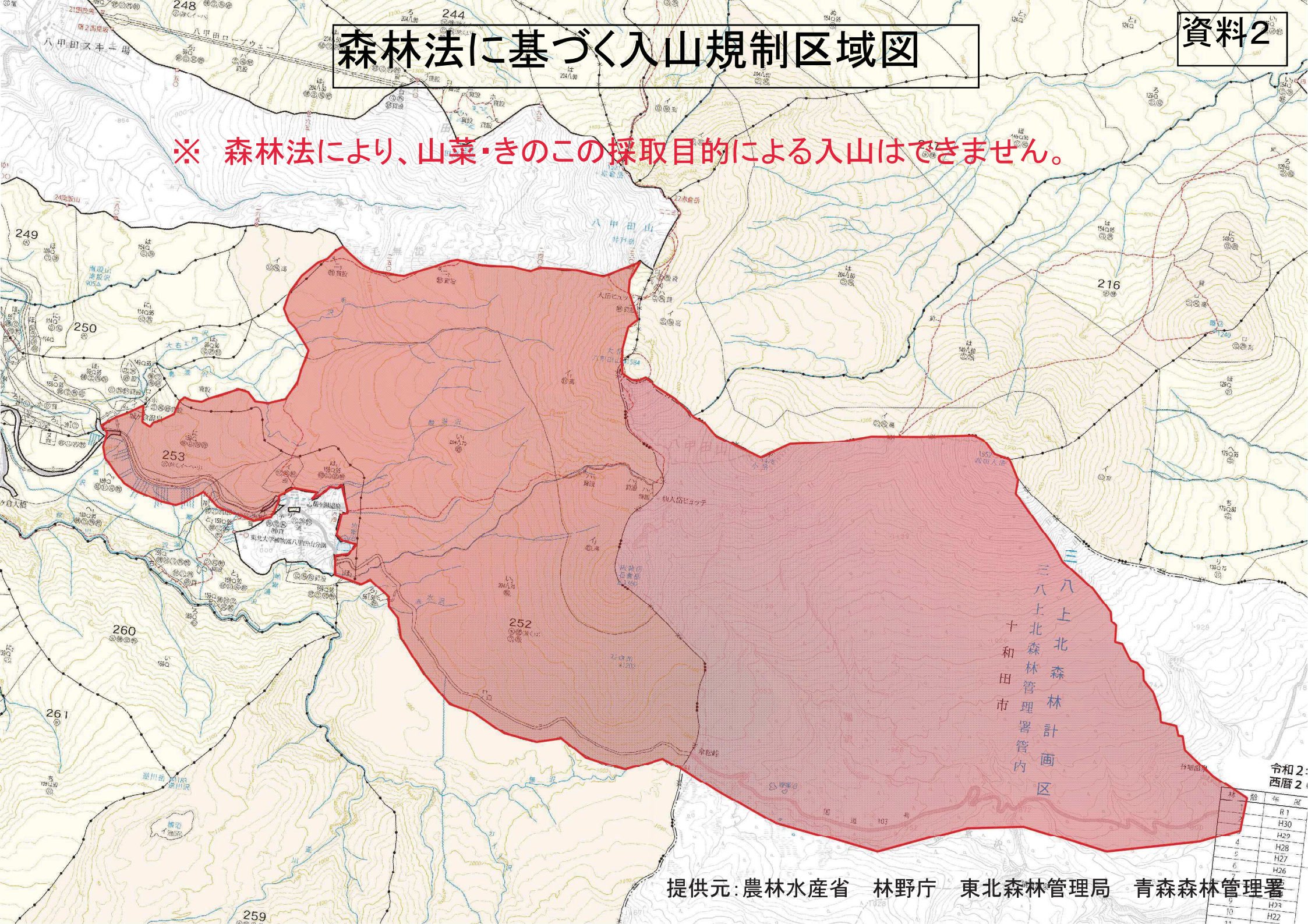
二次解除 9月21日(土)
3路線14.5km



地理院地図を加工して作成

森林法に基づく入山規制区域図

※ 森林法により、山菜・きのこの採取目的による入山はできません。



三八上北森林計画区
十和田市

林	種	年度
1	R1	
2	H30	
3	H29	
4	H28	
5	H27	
6	H26	
7		
9	H23	
10	H22	
11		

凡例

-
特別保護地区-
特別地域-
普通地域

※ オレンジ色の特別保護地区内では、自然公園法により、
山菜・キノコの採取は禁止されています。

